

屋内多目的運動場（光沼アリーナ）清掃業務仕様書

1 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 施設概要

(1) 名称 屋内多目的運動場（光沼アリーナ）

(2) 位置 秋田市土崎港相染町字沼端77

(3) 開場時間 午前9時から午後9時まで

(4) 年間利用人数 9,912人（令和元年度実績）

※1日平均 27人（開場日数360日）

(5) 日常清掃対象面積 99.5㎡

(6) 定期清掃対象面積 60.73㎡

3 従事者の構成等

(1) 従事者の人員は、1名とする。

(2) 学歴、性別は特に問わないが、従事者の経歴書を提出するものとし、従事者を変更するときも同様とする。

(3) 受託者の職務は次のとおりとする。

ア 受託者は、従事者が来場者に対して親切に接し、不快な念を与えないよう十分な教育を行うこと。

イ 各種大会期間中の清掃業務については、秋田市と協議の上、決定する。

ウ 清掃業務を円滑に遂行するため、従事者を統括し、従事者の労務管理および安全管理に当たること。

エ 秋田市の指示事項を従事者に周知徹底させるとともに、直ちに実施させること。

オ 実施した清掃内容を記録し、秋田市に報告すること。

(4) 従事者の職務は、次のとおりとする。

ア 当該業務に精通するとともに、常に規律を守り、品位を保ち、運動場利用者に対し、明朗親切に接すること。

イ 勤務中の火災・盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。

ウ 建物、備品その他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに運動場職員に報告し、指示を受けること。

エ 防火管理については、運動場防火管理者の定める消防計画に従うこと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、運動場職員に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

カ 災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり、事故の防止に万全を期すること。

4 作業時間

作業時間は、原則として、午前9時から正午までの間とする。ただし、変更に

については秋田市と協議の上、決定する。

5 清掃基準

(1) 一般事項

- ア 清掃作業実施に当たっては、運動場の業務に支障のないよう十分留意すること。
- イ 秋田市の指定する日に清掃すること。
- ウ 通常清掃は、各室の使用に支障のないようにすること。
- エ 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は、常に巡回し、随時必要な清掃を行い、清潔な状態を保つこと。
- オ 清掃器具の取扱いによる衝撃又は湿気等で、機械器具・備品等を損傷させないこと。
- カ 電気、ガス又は水道の使用については、極力節約に努めること。
- キ 清掃作業の工程は、使用頻度および汚れの度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。
- ク トイレットペーパーおよび手洗い用石鹼類は、秋田市の支給するものを用い、その補充に十分留意すること。
- ケ その他細部については、秋田市と協議すること。

(2) 日常清掃

- ア ちり払い
 - ちり払いには、必ず真空掃除機を使うこと。
- イ 床清掃
 - (ア) 木質系床ブロック箇所は、真空掃除機を用い、その他はモップを用いて、ちりを除去すること。この場合において、容易に移動し得る椅子等の備品類は移動の上、入念に掃除すること。
 - (イ) 畳・フローリング敷き床は、強力真空掃除機を使用し、浸透した土砂、ちり又はほこりを除去するとともに、目のへたりを是正するよう入念に掃除すること。また、畳は、必要に応じて雑巾掛けをすること。
 - (ウ) タイル等の床は、掃き清掃を行い、泥砂が多い場合は、水洗いをする。その際、残水がないように仕上げること。
 - (エ) 壁および窓の掃除
 - 壁および窓は、手の届く範囲でちり又はほこりを払い、必要な場合は、清水で雑巾掛けを行うこと。
 - (オ) サッシュ等の清掃
 - サッシュ等は、手の届く範囲で塵埃を払い、必要な場合は、清水で雑巾掛けを行うこと。
 - (カ) 便所の清掃
 - a 便所は、随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに清掃すること。
 - b 便器・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いの上、乾拭き仕上げをすること。
- ウ 湯沸器等の清掃

- (ア) 湯沸器・流し台は、洗剤で入念に洗い、湿乾拭きすること。
- (イ) 茶がら・タバコの吸い殻等は、所定の場所に捨て、容器は、水洗いの上、所定の位置に置くこと。この場合において、タバコの吸い殻の処理に当たっては、火災防止に十分注意すること。
- (ウ) その他
 - a ドア金具・その他の金具は、乾布で磨き出しすること。
 - b 各出入口に備付けのマットは、泥又はちり等を取り除き、更に洗浄の上、乾燥させて備え付けておくこと。
- (エ) 各室のくずかごのくずは、可燃性と不燃性の物に分類して処理すること。また、運動場内外のじん芥についても、同様に分類して処理すること。

(3) 定期清掃

ア 石質床面

最初、真空掃除機、自在ほうき又はダスタークロス掛け等で表面のちり又はほこり等を除去した後、中性洗剤又はアルカリ洗剤を散布し、ポリッシャーとパットを用いて全面的に表面洗浄をし、湿式バキューム等で汚れ水を吸水した後、清水で洗ったモップで2～3回拭き取ること。

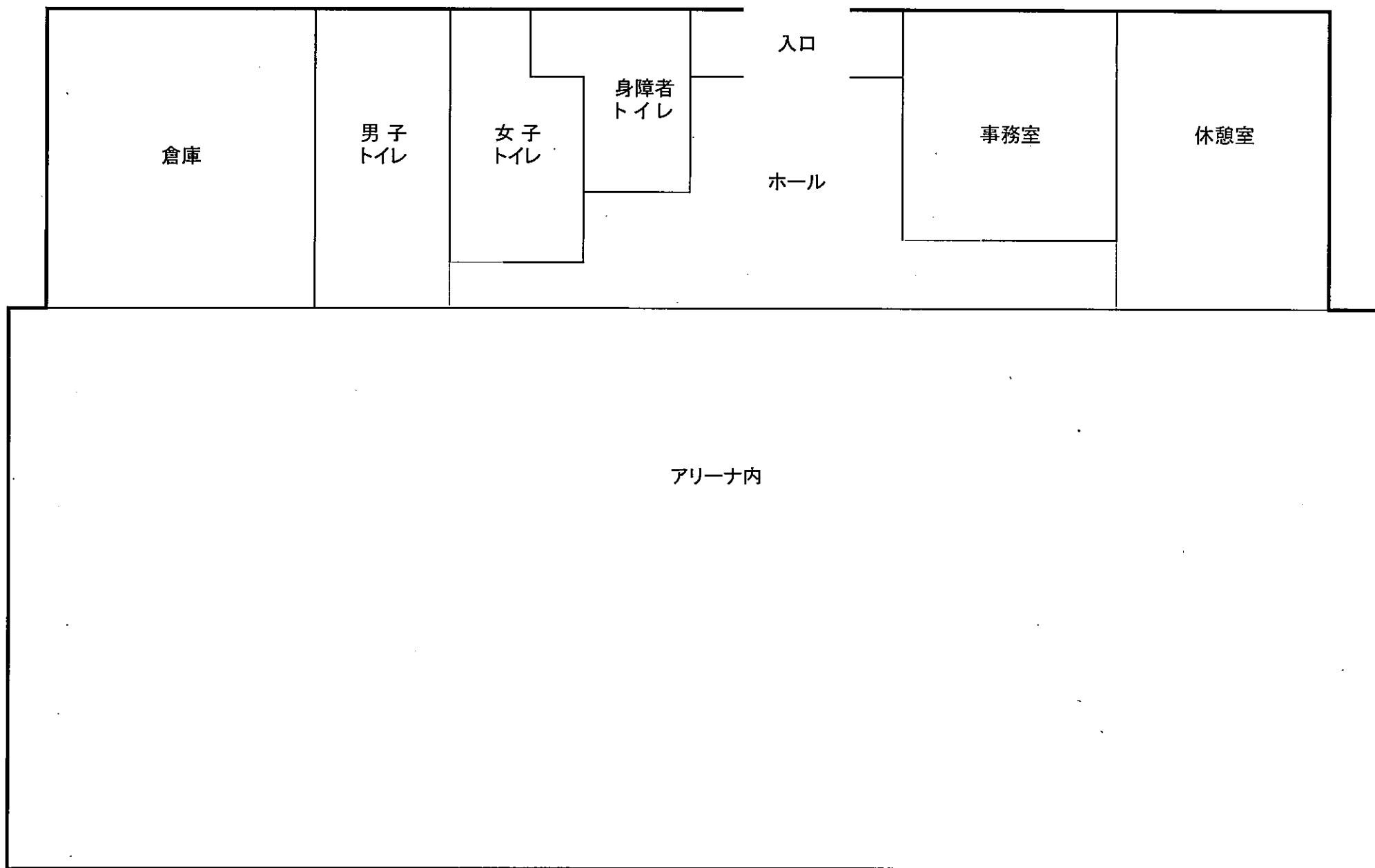
イ 弾性床面

最初、自在ほうき又はダスタークロス掛けで、表面のごみ、ほこり等を除去した後、中性洗剤で全面的に表面洗浄し、乾燥後、樹脂ワックスを2回にわたり重ね塗りをすること。

6 その他

- (1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- (2) 施設の改修および機器の更新等により、清掃基準又は作業基準表に変更が生じた場合は、秋田市と協議の上、変更内容を決定する。

●屋内多目的運動場(光沼アリーナ)図面



設 計 書

工 種	ス 振		課 長	課長補佐	主席主査	主 査	担当 スポーツ振興課庶務・管理担当								
番 号	第 5 号														
年 度	令和 2 年度	作成年月日	令和 年 月 日			<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託概要 別紙仕様書による ・ 委託期間 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続委託契約とする。 ・ 年度別支出内訳 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">令和3年度</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> 		令和3年度	円	令和4年度	円	令和5年度	円	合 計	円
令和3年度	円														
令和4年度	円														
令和5年度	円														
合 計	円														
委 託 名	屋内多目的運動場（光沼アリーナ）清掃業務委託														
委 託 場 所	秋田市土崎港相染町字沼端77														
設 計 金 額															
委 託 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日														

光沼アリーナ清掃作業基準表

				日常清掃	作業内容							定期清掃	作業内容		備考	
					床面掃き清掃	床面拭き清掃	ゴミ・吸殻処理	扉・硝子清掃	トイレ・洗面総合清掃	備品清掃				床面洗浄・ワックス仕上		床面洗浄
階数	室名等	床材	面積(m ²)													
1階	ホール	木質系床ブロック	25.60		週4	週4	週4	週4		週1			年6			
	前室	木質系床ブロック	3.80		週4	週4	週4	週4		週1			年6			
	休憩室	フローリング・畳	38.77		週4	週4	週4	週4		週1						
	男子トイレ	モザイクタイル	14.30		週4	週4		週4	週4					年6		
	女子トイレ	モザイクタイル	11.50		週4	週4		週4	週4					年6		
	身障者トイレ	モザイクタイル	5.53		週4	週4		週4	週4					年6		
	合計		99.50										29.4	31.33		